

リスク情報の開示のあり方

青山学院大学大学院 小西範幸

I はじめに

財務諸表を補足、追加、あるいは補完する情報を開示するナラティブ・レポーティング (Narrative Reporting : NR) の重要性は、近年、広く認識されている。NRには、①財務諸表外情報、②非財務 (非会計) 情報、③定量的情報を含んだ記述的 (定性的) 情報など多義多様な意味のものが含まれている。

米国とカナダにおいては「経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A)」で、また、英国やドイツをはじめとするEU諸国においては「取締役報告書(Directors' Report)」などで開示されている。わが国においても、2003年4月1日以降に開始する事業年度から有価証券報告書に「事業等のリスク」や「財政状態及び経営成績の分析」(現在では「財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」)等の項目が新設され、こうした情報の開示が制度化されてきている。それは、①ディスクロージャー制度の充実と強化を図った結果であり、また②株主よりも広いステークホルダーに対する企業の社会的責任(CSR)が求められるようになった結果でもある。

NRの特徴としては、リスク情報の積極的な開示を指摘することができる。この背景としては、現代社会における経営環境の不安定さに伴い、①企業経営におけるリスク・マネジメントの重要性が増してきたことと同時に、②その情報開示の有用性が社会的に認められるようになってきたことがあげられる。そのリスク情報は、即座に財務諸表の数値に反映されるとは限らない。しかし、それらを財務素表の数値に積極的に反映させようとしているのが国際財務報告基準 (IFRS) である。

本稿では、リスク情報が企業の持続的成長可能性にどのように関連しているかについて言及し、財務報告におけるリスク情報の開示のあり方について検討してみる。

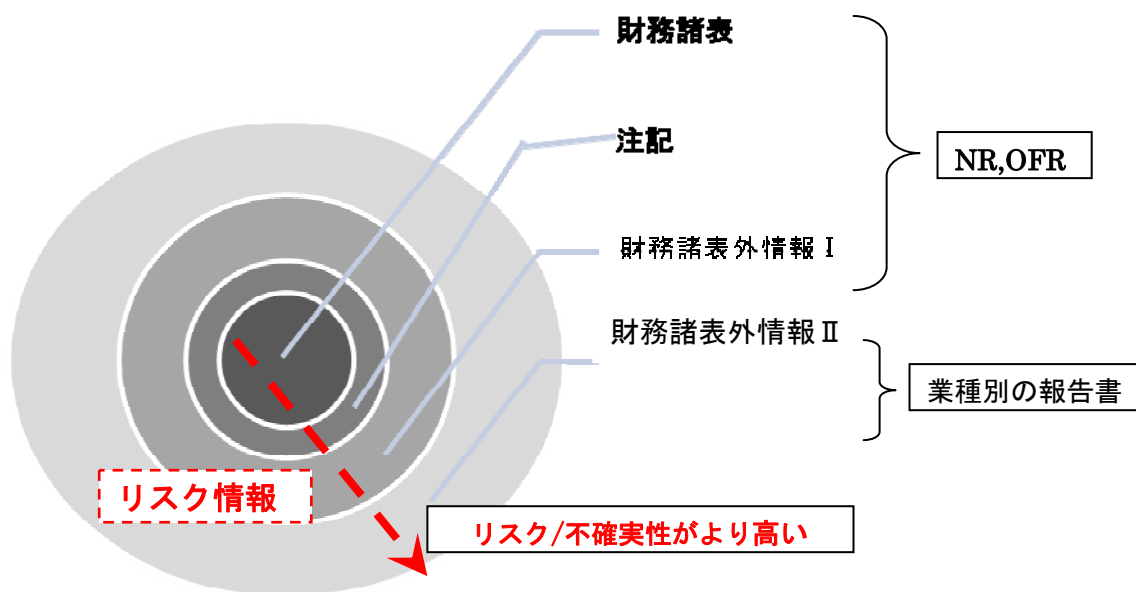
II 現代の財務報告の特徴

ここでは、IFRSについて、リスク情報の開示に焦点を当てて、財務報告を財務諸表の本文、注記および財務諸表外情報に分けて整理してみる¹ (図表1と図表2を参照)。

1. 認識と測定と評価

定義上では資産あるいは負債の要件が満たされる事象については、(1)その事象が生じる可能性がより確実(probable)になって認識し、そして(2)その事象の測定値がより信

¹ 小西範幸(2010)「財務報告における注記の位置づけ —財務諸表と財務諸表外情報の区分の観点から—」山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証』所収、日本監査研究学会リサーチシリーズ、同文館出版を参照願いたい。



図表1 リスク情報と財務報告

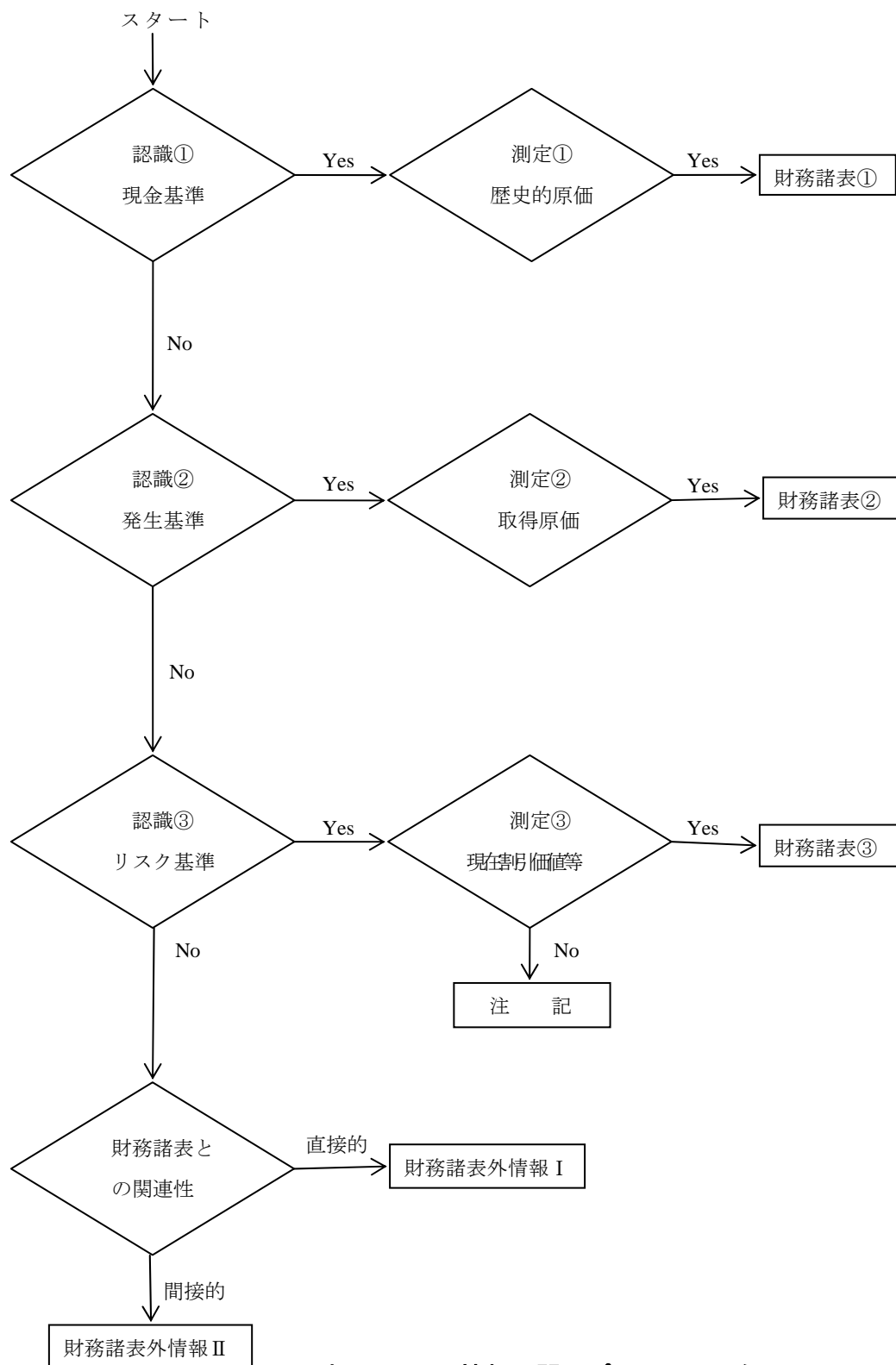
頼できる公正価値になって、はじめて財務諸表への計上が決まる。最終的には、リスク/不確実性の評価（リスク基準）を経て、財務諸表に計上される項目が決定される。

現代の財務報告では、当該事象の生じる可能性がより確実でなくても、その認識に伴うリスク/不確実性が現在割引価値等の公正価値測定の中で調整できれば財務諸表に計上できるようになってきているため、財務諸表の範囲は拡大している。換言すると、これまで計上されなかったリスク/不確実性の高い事象も開示されるようになってきている。そこでは、認識における発生可能性の概念の明確化が容易ではなく、さらに資産に関してはその実現可能性に高い条件が付加されているため、現状では負債の測定計算にリスク/不確実性の調整を積極的に導入して、財務諸表への早期計上を行っている。

2. 財務諸表の本文と注記と財務諸表外情報

注記には、（1）財務諸表項目の明細、（2）当期の財務諸表を理解するために関連性がある記述的説明（その背景や代替的な見解）、（3）各計算書における認識の要件を満たしていない項目が記載される。つまり、注記は、財務諸表に表示する情報を補足あるいは追加する情報を記載し、4つの計算書と共に一組の財務諸表を構成する。

注記で記載される情報の特質の1つである（3）各計算書における認識の要件を満たしていない項目とは、認識された会計事象を現在出口価値である公正価値で測定する過程で、そのリスク/不確実性の影響を調整できなかったものである。図表2を用いて説明すると、例えば、偶発債務のように、認識と測定の要件を満たす引当金での計上はできないが、認識



図表2 リスク情報の開示プロセスの一例

に伴うリスク/不確実性の許容範囲に収まるものは「注記」で記載される。しかし、その許容範囲を超えるものについては「財務諸表外情報Ⅰ」の、例えば、「事業等のリスク」に記載されることになる。他方、そのリスク/不確実性が公正価値計算の中で調整できる場合には、その事象は「財務諸表③」に引当金での計上となる。

「事業等のリスク」は、財務諸表と注記を補足あるいは追加する情報となっている。例えば、それには調査対象中の訴訟案件や和解済みの情報が該当する。訴訟案件は、その事象が生じる可能性が不確実なため、認識に伴うリスク/不確実性の許容範囲を超えているために注記に偶発債務として記載できないものである。また、和解済みの情報は、財務諸表の引当金計上額と注記の偶発債務に関連するものである。

現代の財務報告では、さらに、環境情報のように、財務諸表に直接的に関連しない事象や認識あるいは測定すること自体が困難な事象、ないしは適さない事象でさえも、財務諸表を補完する「財務諸表外情報Ⅱ」として、積極的に開示しようとしている。環境報告書などがその例であり、財務報告の範囲は拡大の一途にあるとすることができる。

3. 保証業務の変容

財務諸表の保証業務は、監査人に期待されるだけでなく、鑑定人の存在が必要になってくる。なぜなら、鑑定人が重要性の高い資産項目および負債項目を公正価値測定する必要がでてくると考えるからである。例えば、鑑定人は重要性の高い売掛金を特定の回収可能価額で評価しなければならなくなる。それは、監査人が独立性ルールの下では自身が行った業務を監査できないために売掛金を評価することはできず、代わって鑑定人に評価を依頼するようになるためである。

現代の財務報告では、さらに広範な保証領域が監査人に期待されるため、保証業務によって得られる異なる信頼性の水準が想定されるばかりではなく（「財務諸表外情報Ⅰ」を対象）、従来の保証業務とは異なる枠組みの「保証」が必要となる（「財務諸表外情報Ⅱ」を対象）。財務報告の拡大化には何らかの歯止めが必要となるが、その機能はその新しい「保証」業務に求められると考えられる。

Ⅲ リスク情報の開示の意義

経営者は、企業の成長の目標並びに利益およびキャッシュフローによるリターン目標値とそれらに関連するリスクとの間で最適なバランスをとるように、経営目的や経営戦略を設定する必要がある。その上で、利用できる資源を効率的かつ有効的に配分した場合に、企業価値は最大化される。したがって、経営には、まず、リスク・マネジメントを評価するための徹底的な内部的なプロセスを経る必要がある。そこで、ここでは、リスク情報が企業の持続的成長可能性にどのように関連しているのかという視点から、リスク情報の開示の意義について検討してみる。

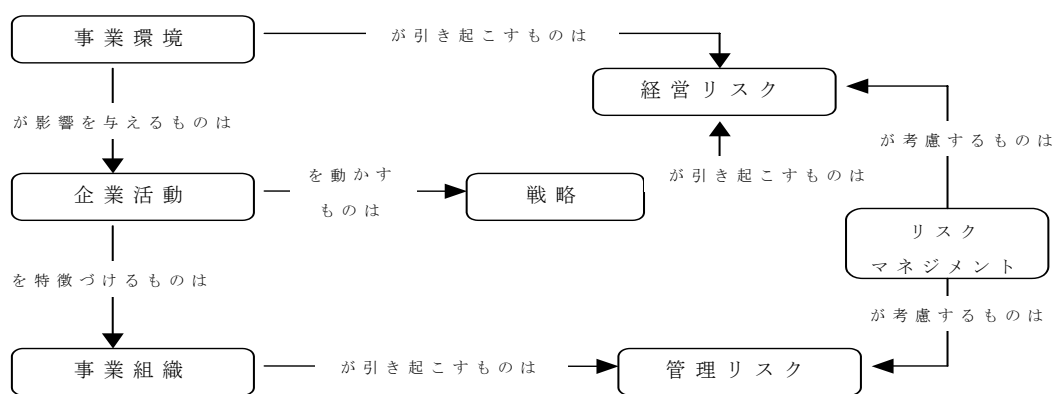
1. リスクの定義

これまで英国における会計基準設定に一定の重要な役割を果たしてきているイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は、企業が直面するリスク（企業リスク）を企業内外のステークホルダーの視点から議論を重ね、1996年からその一連の成果を公表してきている。そこでは、リスクは次のように紹介されている²。

- ① 便益の金額に関わる不確実性。これには潜在的な利益と損失の両方が含まれる。
- ② 「不確実性としてのリスク」は、プラスもマイナスも含む全ての可能な結果の割当を示す。この意味においては、リスク・マネジメントは予想する結果と実際の結果との不一致を減らそうと努める。
- ③ ある事象又は行動が企業の経営目標や経営戦略を成功に導くための組織の能力に不利な影響を及ぼすであろう脅威。リスクは何か悪い事が起こるであろう脅威から生じるのと同じだけの何か良い事が起こらない可能性から生じる。
- ④ リスクは、資本喪失を伴おうがそうでないにしても、株主価値の減少を導くあらゆる出来事であると定義できる。

2. リスク・マネジメント

図表3は、企業リスクとリスク・マネジメントの関係を示したものである³。企業は外的要因である事業環境に影響を受けながら活動を行い、その活動は事業組織、例えば事業形態や企業風土によって特徴づけられる。その企業活動は、経営戦略に大きく左右され、企業が管理するのが困難な外的要因から生じる経営リスクと企業が管理しやすい内的要因から生



図表3 企業リスクとリスク・マネジメント

² The Institute of Chartered Accountants in England and Wales(1997) *Financial Reporting of Risk:Proposals for a Statement of Business Risk*, ICAEW,para.4.16.

³ Raval, Vasant and Fichadia, Ashok (2007) *Risks, Controls, and Security –Concepts and Applications-*, Wiley.

じる管理リスクを引き起こす。経営者がこれらのリスクを識別・評価し、そのリスクを受け入れ、どのように管理するかは、リスク・マネジメントの考え方次第である。リスク・マネジメントは、企業がこれらのリスクをどのように考慮するかを特徴づける共有化された経営者の信念と姿勢との組合せである⁴。

3. 目的

企業が主要なリスクを識別・評価、そして管理する目的として、次の5つを挙げることができる⁵。

①**実際的な将来予測情報の提供**： 資本調達市場では、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性が予測できる企業の主要な活動に関する業績を評価できる情報を求めている。なぜなら、長期的に利益とキャッシュフローに影響を及ぼすであろう要因を適切に強調していない歴史的原価に基づく業績に焦点を当てた財務報告には、意思決定を誤らせる脅威が内在しているからである。

②**資本コストの低減**： 企業は利用可能な最も有利なレートの資本を獲得しようとしている。資本コストに影響を与える第1の要因は、企業に付随する識別されたリスク情報（並びに、企業が獲得するキャッシュフロー）である。一般水準よりリスクが高いとみなされた企業ほど資本調達により高いレートが適用されることになり、株価収益率は低下する。財務アナリストのリスク予測と株価収益率には強い相関関係があることが証明されている。

③**より良好なリスク・マネジメントの促進**： より正確で首尾一貫したリスク報告アプローチを採用する企業は、リスク・マネジメントのプロセスを改良できる見込みをもっている。それは同時に、企業の獲得するキャッシュフローを増やし、かつ不安定さを軽減して、低い資本コストやより高い株価収益率から生じる株主価値に与えるプラスの影響を早い段階で強化することができる。つまり、経営者は、より良好なリスク・マネジメントを推進すると同時に、当該リスク要因を報告することで企業価値を高めることができるのである。

④**全ての投資者の同等な扱いの保証**： 全ての投資者は、投資活動に際して企業に関する同じ情報を享受する資格がある。しかし、アナリストは取締役との面談によってリスク情報を得ていたり、特定の投資者は財務報告に反映されていない企業から提供された書類によって、他の投資者よりも豊富な情報を得ているかもしれない。このようなことは、公表財務情報の意思決定の有用性および関連性を阻害するかもしれない。それが、リスク情報の開示によって、全ての投資者に対して同等に利用可能な状況を提供することを可能にする。

⑤**受託責任、投資者保護および財務報告の有用性の向上**： リスク情報は、受託責任をどのように経営者が解除するかを評価するためのより良い証拠を提供することができるため、

⁴ 古賀智敏，河崎照行編著『リスクマネジメントと会計』同文館出版(2003)を参照願いたい。

⁵ ICAEW (1997) *Financial Reporting of Risk: Proposals for a Statement of Business Risk*, para.4.16.

アカウンタビリティを高めることができる。また、リスク情報によって投資者は企業が直面するリスクを識別・評価し、投資行動に役立たせることができる。このことは、投資者保護に大きく貢献する。

さらに、当該企業のリスクについて事前の見識・評価を持つことができる投資者は、この見識・評価の検証にリスク情報は有用である。多面的なリスク情報が開示され、投資者はどの財務諸表の数値を通じれば関心ある諸問題が究明できるかを知る契機となる。

IV リスク情報の開示制度

これまでは、企業リスクを経営者がどう識別・評価し、そして管理しているかについて検討してきた。そこで、以下では、そのリスク情報をどのように開示すればよいのか、その開示制度について、日本では「事業等のリスク」を、そして英国では「営業・財務概況(OFR)」を取り上げて検討してみたい⁶。

1. 日本の「事業等のリスク」

2002年12月16日に公表された金融庁・金融審議会第一部会の『証券市場の改革促進』において、投資者の信頼が得られる市場を確立するためには、まず、市場参加者である企業がコーポレート・ガバナンスの強化を図ることにより当該信頼性を確保し、次には、その信頼ある企業に関する情報が正確に、具体的に、かつ分かりやすく開示されるようにディスクロージャーの充実と強化を図るべきであると提言された。その当時、世界経済の拡大を背景に日本経済が徐々に立ち直ってきたと言われだしてはいたものの、株式相場の回復基調は一過性のものであり長続きはしなかった。貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融重視に移行する環境整備には、また、中小・ベンチャー企業の資金調達や事業再編の円滑化に取り組むには、証券市場の構造改革のさらなる促進が必要であった。

2003年3月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（昭和48年1月30日大蔵省令第5号）」（「開示府令」）の一部改正が行われ、有価証券届出書（開示府令第2号様式、第2号の4様式、第2号の5様式及び第7号様式）および有価証券報告書（開示府令第3号様式、第3号の2様式、第4号様式、第8号様式及び第9号様式）において、①リスクに関する事項、②経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)、③コーポレート・ガバナンスに関する事項についての情報開示が求められた。その結果、2003年4月1日以降に開始する事業年度から、それらの情報の開示が原則適用されることになった。

「開示府令」の第3号様式「第一部【企業情報】」の「第2【事業の状況】」に「4【事業

⁶ 以下の文献を参照願いたい。①小西範幸(2008)「財務報告におけるリスク情報開示の基本的枠組み」蟹江章編著『会社法におけるコーポレートガバナンスと監査』日本監査研究学会リサーチシリーズVI, 同文館出版。②同(2008)「事業等のリスク情報の開示とその信頼性」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著『財務情報の信頼性 ―会計と監査の挑戦―』日本会計研究学会特別委員会報告, 税務経理協会。

等のリスク】」が新設され、リスクに関する項目は、有価証券報告書および有価証券届出書において独立した項目を設けて「事業等のリスク」の項目に一括して記載することが要求された。記載すべき内容は提出企業の自主的な判断に基づくものの、米国における登録届出書の記載内容の実例等の国際的な動向を踏まえることとされている。その場合に、投資者が提出会社の事業の状況や経理の状況について適切な判断ができるように、できる限り幅広く、かつ具体的に記載することが要求されていると同時に、真に重要なリスク情報を適切に開示することに留意しなければならない。また、これらのリスク情報が将来的な事項まで及ぶ場合には、有価証券報告書等の提出日現在における将来情報である旨を明記しなければならない⁷。

「事業等のリスク」には、①企業がとっている特異な経営方針に係わるもの、②財政状態および経営成績の異常な変動に係わる情報、③キャッシュフローの状況の異常な変動、④特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係わる情報、⑤特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係わる情報、⑥特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係わる情報、⑦新商品および新技術に係わる企業化および商品化期間に係わる情報、⑧特有の法的規制等に係わるもの、⑨重要な訴訟事件等の発生に係わる情報、⑩役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係わる情報、⑪会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係に係わる情報などが記載されている。

しかし、「事業等のリスク」の開示の手続きに関して、特にその認識、測定および開示に関する原則・基準が存在しないため、その内容は提出会社の自主的判断に任されている。そのために、開示内容の企業間での比較可能性に乏しく、またMD&Aやコーポレート・ガバナンスに関する情報の開示内容と重複しているため理解しづらい。したがって、「事業等のリスク」の開示内容は、意思決定に有用な情報となるための表現の忠実性と意思決定関連性に合致しているとは言い難い。

2. 英国の「営業・財務概況（OFR）」

欧州では、株主よりもより広いステークホルダーに対する配慮が図られ、それが企業の社会的責任(CSR)の要請につながっている。英国もまた同様であり、1990年代から繰り広げられている会社法近代化の議論の中でCSRの開示が積極的に求められるようになった。その中で、企業活動のうち将来の企業業績に重要な影響を及ぼすと考えられる情報の開示に注目が集まるようになった。

1993年に英国の会計基準審議会(Accounting Standards Board : ASB)から公表された意見書(Statement)「営業・財務概況(Operating and Financial Review)」によって、企業は任意ではあ

⁷ 以下の文献を参照願いたい。①財務会計基準機構(2004)『有価証券報告書における「事業等のリスク」等の開示に関する検討について(中間報告)』FASF、②沖宗浩和(2003)『有価証券報告書の作成の仕方について(平成16年3月期提出用)』FASF。

るが年次報告書に「営業・財務概況（OFR）」を掲載するようになった。そして、年次報告書の「OFR」を中心に、経営者の視点からの企業業績に影響を及ぼす環境要因の分析等の財務諸表の数値に反映されない情報が説明的に記述されるようになった。

2000年に入り、会社法の近代化にますます拍車がかかる中で、英国政府は公開企業に対して年次報告書に「OFR」を記載することを義務付ける決定を下し、2004年5月にこの新しい要求を実施するための答申書を公表した。これは「EU会計近代化指令(EU Accounts Modernisation Directive)」が求めている「取締役報告書」において「営業概況(Business Review)」を設けて、そこに記載する方法に合致していると考えられていた。ASBは2004年11月に公開草案「営業・財務概況⁸」を公表し、2005年3月には通商産業省(Department of Trade & Industry)が『1985年会社法(営業・財務概況及び経営者報告等)規則2005』(*The Companies Act 1985(Operating and Financial Review and Directors' Report etc.)Regulations 2005*)を制定して、すべての英国の公開企業に対して2005年4月1日以降に開始する事業年度から「OFR」を開示することを求めた(1985年会社法・234AA条・(1))。2005年5月にはASBは報告基準第1号「営業・財務概況⁹」を公表してOFRの開示に関する枠組みを示し、提供されるべき主要な情報の1つとして、会社の長期的価値に影響を及ぼす可能性のある資源、重要なリスクおよび不確実性、そして関連性を挙げた(para.28-C)。

しかし、当時のブラウン（Brown,Rt.Hon.Gordon）財務相は、2005年11月28日の英国産業連盟（Confederation of British Industry）の年次総会で「OFR」の公表を義務付けることを撤回する見解を示した。通商産業省は2005年12月に『1985年会社法（営業・財務概況及び経営者報告等）（撤回）規則2005』(*The Companies Act 1985(Operating and Financial Review and Directors' Report etc.)(Repeal)Regulations 2005*)を制定し、「OFR」の開示の義務化を撤回した。これは英国政府が「OFR」の作成から生じる追加的なコスト負担に産業界が懸念していることに理解を示したものである。

これに対応してASBは、2006年1月に企業がOFRを自主適用する際のガイドラインに相当する報告意見書「営業・財務概況¹⁰」を公表し、「EU会計近代化指令」と同様に「OFR」は「取締役報告書」の「営業概況」に記載することが最善の実務(best practice)であるとした¹¹。

そこでは、「OFR」は、(1) 事業の本質、(2) 事業の発展および業績、(3) 資源、重要なリスク/不確実性、および関連性、(4) 当期および将来の事業の状態に関する情報を開示する。(1) 事業の本質では、①事業および事業環境の説明、②事業の目的、③経営戦略、④主要業績指標(key performance indicators: KPIs)の目標値が記載され、(2) 事業の発展および業績では、①当事業年度の業績の特徴、②将来の業績に影響を与える要因分析が記載される。そして(3) 資源、重要なリスク/不確実性、および関連性では、①利用可能な資源

⁸ Accounting Standards Board(2004)Reporting Standard 1: Operating and Financial Review, *Reporting Exposure Draft*, ASB.

⁹ Accounting Standards Board(2005)Operating and Financial Review, *Reporting Standard 1*,ASB.

¹⁰ Accounting Standards Board(2006)Operating and Financial Review, *Reporting Statement*, ASB.

¹¹ Department of Trade & Industry(2006)*Narrative Business Reporting : A Consultation on Narrative Reporting Requirements for Companies*.

およびその管理状況の説明，②リスク/不確実性の説明とその対応策，③利害関係者との重要な関係，④株主との取引の説明が記載され，(4) 当期および将来の事業の状況では，①財政状態，②キャッシュフロー，③流動性が記載される。

報告基準第1号「営業・財務概況」からの主な記載内容に関する変更点は，①企業にとって著しい不利益が生じる場合には将来情報開示の免責規定と免除規定が導入されたことと，②KPIsとしては環境関連情報と従業員情報が含まれていればその他の開示は任意とされたことである。

V 要約と提言

経営者は，リスク選好と経営戦略を適切に組合せて，リスクに対応するための意思決定の質を高めなければならない。業務全般にわたってリスク・マネジメントを実行し，複数のリスクに対する統合的な対応策を選択しなければならない。その結果，業務上の予測できない事象が低減し，業務上の利益やキャッシュフローを増大させることができるようになって，企業の持続的成長可能性が高まっていく。また，新たな事業機会をもたらす事象を識別することが可能にもなり，資本配分の効率化が実現されるようになって，企業の持続的成長可能性が高まっていく。さらに，企業は，これらのリスク情報を開示することによって，受託責任を果たし，また投資者保護を図り，結果的に財務報告の有用性が向上していく。

わが国では，2004年度決算期より，証券市場への信頼性を高める目的で事業等のリスク情報が，監査対象外情報としてMD&Aおよびコーポレート・ガバナンスに関する情報とともに有価証券報告書において独立した項目として設けられ，そこで一括してリスク情報が開示されるようになった。事業等のリスク情報の開示内容は提出会社の自主的判断に任されているため比較可能性や理解可能性に問題があり，その開示内容に関しても意思決定に有用な情報となるための表現の忠実性と意思決定関連性に合致しているとは言い難い。

英国では，1990年代から繰り広げられている会社法近代化の議論の中でCSRの開示が積極的に求められるようになり，経営者の視点からの企業業績に影響を及ぼす環境要因分析等の情報の説明的な記述に注目が集まるようになった。OFRの開示に関する基準を一旦は公表し，年次報告書にOFRの掲載が義務づけられる決定が下された。しかし，最終的には，OFRは自主適用する際のガイドラインによって規制され，年次報告書における「取締役報告書」の「営業概況」などに記載されるようになった。そこでは，リスク情報に含まれる重要な質的特性の1つである将来情報の開示は任意である¹²。

¹² 日本・英国におけるリスク情報開示の実態調査を比較した結果，それらの実態に大差はみられなかった。唯一，日本では開示が義務化された後の有価証券報告書において，将来の企業業績に悪影響を与えるリスク情報の開示が急増していた。それは，日本の当該ガイドラインが将来に悪影響を及ぼすリスク情報の開示を要求していたためと考えられる。この詳細に関しては，次の文献を参照願いたい。Konishi,N. and Ali,M.A(2007)Risk Reporting of Japanese Companies and its Association with Corporate Characteristics, *International Journal of Accounting, Auditing and Performance Evaluation*, Vol.4 No.3 : 263-285.

リスク情報は、企業の長期的価値に影響を及ぼす可能性のあるリスク・マネジメントに係る資源、重要なリスク/不確実性および関連性を中心とした情報であるため、これらの情報は即座に財務諸表の数値に反映されるとは限らない。したがって、それらの数値からは直接的に読み取ることが困難な企業の経営活動を説明的に記述し、財務諸表の補足的、追加的、あるいは補完的機能を果たすことが、その開示には求められる。しかし、同様のリスクに直面している同業種においても企業には異なるリスクの戦略、目的および許容差があるため、個々の企業は異なるリスク・マネジメントを選択するのが通常である。

したがって、財務諸表外での開示については、特に、「財務諸表外情報Ⅱ」については、業種別のリスク情報を開示する報告書を定める。例えば、電力会社には環境報告書の作成を課し、広範なステークホルダーに対する企業の社会的責任を果たさせるようにする。さらに、「財務諸表」と「注記」と「財務諸表外情報Ⅰ」のリスク情報を一括した報告書、例えば、NRやOFRの作成を義務づけ、リスクマ・ネジメントを促進させることによって、企業の持続的成長可能性を高めていくようにする。

これらのリスク情報は、財務諸表において開示するには限界がある。そのため、企業内外のステークホルダーの視点から包括的に検討を加え、財務諸表と財務諸表外情報（特に、「財務諸表外情報Ⅰ」）を一体化した財務報告の枠組みの中で、リスク情報の開示のあり方を示す必要がある。そこでは、リスク情報の開示の手順を明らかにしなければならず、リスクの定義、並びにリスク情報開示の目的、質的特性、構成要素、認識および測定、表示および開示についての基礎的概念の検討が必要不可欠である。

図表1の「リスク情報と財務報告」に沿って、提言を行うと以下のとおりである。

- ① 有価証券報告書において、財務諸表には記載のないリスク/不確実性の高い情報の開示を積極的に行う。
- ② そのために、リスク情報を開示する財務諸表外情報の開示規定を設ける必要がある。
- ③ 財務諸表外情報は2つのカテゴリーに分類する。財務諸表外情報Ⅰは財務諸表の数値と直接的に関連するものであり、財務諸表外情報Ⅱは間接的に関連するものである。
- ④ 財務諸表外情報Ⅰと財務諸表（注記を含む）は、監査対象情報であるが、その「保証」水準は異なる。
- ⑤ 財務諸表外情報Ⅱに関しては、それらとは異なる枠組みの「監査」規定を定める必要がある。
- ⑥ 財務諸表外情報Ⅱについては、業種別に開示する報告書を定める。例えば、電力会社には環境報告書の作成を課し、広範なステークホルダーに対する企業の社会的責任を果たさせるようにする。
- ⑦ 財務諸表と注記と財務諸表外情報Ⅰのリスク情報を一括した報告書、例えば、「ナラティブ・レポート（NR）」や「OFR」の作成を義務づけ、リスクマ・ネジメントを促進させ、企業の持続的成長可能性を高めていく。